

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【会社名】 戸田建設株式会社

【英訳名】 TODA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今井 雅則

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】 03-3535-1357

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 大友 敏弘

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目8番5号

【電話番号】 03-3535-1357

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 大友 敏弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
戸田建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新千葉一丁目4番3号)
戸田建設株式会社 関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)
戸田建設株式会社 横浜支店
(横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号)
戸田建設株式会社 大阪支店
(大阪市西区西本町一丁目13番47号)
戸田建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区泉一丁目22番22号)

1 【提出理由】

2020年6月25日の当社第97回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金26円 総額7,993,441,352円

ロ 効力発生日

2020年6月26日

ハ その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 20,000,000,000円

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、今井雅則、鞠谷祐士、宮崎博之、藤田謙、戸田守道、大友敏弘、植草弘、大谷清介、下村節宏、網谷駿介、伊丹俊彦、荒金久美を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、丸山恵一郎、佐藤文夫、西山潤子を選任する。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額6億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）、また監査役の報酬額を、年額1億円以内とする。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	2,738,750	10,493	82,496	(注) 1	可決 96.72
第2号議案 取締役12名選任の件					
今井雅則	2,345,550	485,519	671	(注) 2	可決 82.83
鞠谷祐士	2,367,291	464,331	120		可決 83.60
宮崎博之	2,367,330	464,292	120		可決 83.60
藤田謙	2,367,283	464,339	120		可決 83.60
戸田守道	2,379,946	451,676	120		可決 84.05
大友敏弘	2,380,042	451,580	120		可決 84.05
植草弘	2,379,874	451,748	120		可決 84.04
大谷清介	2,380,059	451,563	120		可決 84.05
下村節宏	2,359,424	471,647	671		可決 83.32
網谷駿介	2,388,762	442,860	120		可決 84.36
伊丹俊彦	2,388,717	442,905	120		可決 84.36
荒金久美	2,820,070	11,552	120		可決 99.59
第3号議案 監査役3名選任の件					
丸山恵一郎	2,279,200	552,421	120	(注) 2	可決 80.49
佐藤文夫	2,274,389	557,232	120		可決 80.32
西山潤子	2,830,575	1,047	120		可決 99.96
第4号議案 取締役および監査役の 報酬額改定の件	2,721,503	32,919	77,317	(注) 1	可決 96.11
第5号議案 当社株式等の大規模買 付行為に関する対応策 (買収防衛策) 継続の 件	1,635,080	1,196,662	0	(注) 1	可決 57.74

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上